

平成19年7月31日
障発第0731002号

都道府県
各 指定都市民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長

社会福祉法人会計基準における減価償却の見直しに伴う
「就労支援事業会計処理基準」の取扱いについて

障害福祉サービス事業及び障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型の事業を行う場合に限る。）における会計処理については、「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」（平成18年10月2日社援発第1002001号厚生労働省社会・援護局長通知（以下、「就労支援事業会計処理基準」という。))により行うこととしているところである。

今般、平成19年度税制改正において減価償却制度が見直され、これに伴い社会福祉法人会計基準における減価償却の取扱いについては、「社会福祉法人会計基準の制定について」の一部改正について」（平成19年7月31日社援基発0731001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知（以下、「会計基準課長通知」という。))により見直しが行われたところである。

これを受け、社会福祉法人会計基準と同様の取扱いとしている就労支援事業会計基準においても、会計基準課長通知における減価償却の取扱いに準じて取扱うこととするので、管内関係機関及び各社会福祉法人等に対し周知徹底を図るようご配慮願いたい。